

老人保健医療制度と福祉医療制度の概要 (平成18年10月から)

〔兵庫県健康生活部生活企画局医療保険課医療福祉課〕

制度	国の制度		兵庫県単独事業			
	老人保健	老人医療	福祉	乳幼児医療	母子家庭等医療	高齢重度障害者医療
対象者	75歳以上の者 65～74歳で一定の障害にある者 (昭和7年9月30日までに出生した者)	上記以外の65歳以上69歳以下の者	障害程度が1級及び2級の身体障害者 2級の身体障害者A判定の知的障害者 精神障害者保健福祉手帳1級の障害者	義務教育就学前の乳幼児	18歳に達した年度の未までの児童又は20歳未満の高校生又はその児童を養育する母又は父及び、その児童(年齢は同上)	老人保健の受給者で障害程度が1級及び2級の身体障害者、重度(療育手帳A判定)の知的障害者又は精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者
給付額	老人の疾病及び介護について、その医療費の全額(一部負担金を除く)	対象者の疾病及び介護について、医療保険の給付が行われた場合、その自己負担額から一部負担金を控除した額(精神障害者医療は精神疾患による医療を除く一般医療)	無	0歳児は所得制限無 1歳児～有に基づく児童手当特別給付の所得	児童扶養手当所得制限を準用	特別児童扶養手当等 の支給に特別制限の支給に特別制限の基準を準用
所得制限	無	次のいずれかに該当し、一定以上所得者の家族でないこと ・市町村民税が課せられていないこと ・市町村民税の課税額が減額されること(平成18、19年度)	一定率2割負担 老人保健医療制度の値所得区分1要件該当者は、1割負担	特別児童扶養手当等 の支給に特別制限の基準を準用 障害者の基準を準用	特別児童扶養手当等 の支給に特別制限の基準を準用	特別児童扶養手当等 の支給に特別制限の基準を準用
一部負担金	医療費の1割負担 (一定以上所得者は3割負担) (外来限度額) 一定以上所得者 44,400円/月 一般所得者 12,000円/月 一 低所得者 8,000円/月 ※ 限度額を超えらる額は、償還払い(住宅総合診療除く) (負担限度額) 一定以上所得者 80,100円+1%/月 一 低所得者 44,400円/月 一 低所得者 24,600円/月 一 低所得者 15,000円/月 ※ 入院費は、負担限度額が医療機関毎の1か月の上限額 (特別)特定疾病患者 1月10,000円を限度	一定率2割負担 老人保健医療制度の値所得区分1要件該当者は、1割負担 (外来限度額) 一般所得者 12,000円/月 一 低所得者 8,000円/月 (負担限度額) 一定以上所得者 44,400円/月 一 低所得者 24,600円/月 一 低所得者 15,000円/月 ※ 植栽の医療機関を受診し外来限度額、負担限度額を超える額については償還払い	(外来) 1. 保険医療機関等あたり1日500円(低所得者300円)を限度に月2回 (入院) 一定率1割負担 負担限度額1保険医療機関あたり 月額2,000円 (低所得者1,200円)	(外来) 1. 保険医療機関等あたり1日700円(低所得者500円)を限度に月2回 (入院) 一定率1割負担 負担限度額1保険医療機関あたり 月額2,800円 (低所得者2,000円)	(外来) 1. 保険医療機関等あたり1日500円(低所得者300円)を限度に月2回 (入院) 一定率1割負担 負担限度額1保険医療機関あたり 月額2,000円 (低所得者1,200円)	(外来) 1. 保険医療機関等あたり1日500円(低所得者300円)を限度に月2回 (入院) 一定率1割負担 負担限度額1保険医療機関あたり 月額2,000円 (低所得者1,200円)
医療機関の窓口で提示するもの	・ 医療保険証 ・ 健康手帳 ・ 医療受給者証(老人保健医療)	・ 医療保険証 ・ 医療受給者証				・ 医療保険証・健康手帳 ・ 医療受給者証(老人保健医療)

※ 入院時食事療養費標準負担額は、上記の一部負担金とは別に窓口での支払が必要です。兵庫県健康生活部生活企画局医療保険課医療福祉課 Tel 078(341-7711 内線2952～2954

※ 《問い合わせ先》 県下各市町の老人保健主管課・福祉医療主管課